

第 10 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）午後3時00分～4時00分

2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室

3. 出席委員 10人
1番 金子 節夫
2番 島田 信成
3番 中野 文子
4番 高田 洋子
5番 齋藤 澄博
6番 横山 宏
7番 松島 章倫
8番 横山 正行
9番 中村 政五郎
10番 小林 修

4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭
専門主任 齊藤 利光

5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案

第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（地上権）
第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第30号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
第31号 農地利用集積計画（案）の決定について

第3 報告

第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第10回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席委員の委員は10名です。農

	<p>業委員会等に関する法律第27条の第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しておりますので、第10回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号9番中村政五郎委員、議席番号10番小林修委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権で御座います。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年4月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、「贈与」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由ですが、譲受人は「申請地を譲り受け農業経営の拡張を図りたい」、譲渡人は「譲受人の要望により申請地を譲り渡したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積で御座います。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましてははさる4月8日、3班の皆さんと現地確認を行なっております。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手を、お願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し許可することを決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由ですが、譲受人は「申請地を譲り受け農業経営の拡張を図りたい」、譲渡人は「譲受人の要望により申請地を譲り渡したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載の通りで御座います。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから7ページを参照してください。なお、申請地につきましては同様に4月8日、3班の皆さんと現地確認を行っております。申請地は、農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りで御座います。申請理由ですが、譲受人は「農地を確保し、経営規模を拡大したい」、譲渡人は「相続で取得した土地ですが、耕作できないため農地を処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載の通りです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積で御座います。資料につきましては、8ページから11ページを参照してください。なお、申請地につきましては同様に4月8日、3班の皆さんと現地確認を行っております。申請地は不耕作の状況で、今後取得した際は、農地として適切に管理していくよう申し伝えることといたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p> <p>議案第27号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上権)の1番及び2番については、議案第29号農地法第5条第1項の4番及び5番とそれぞれ関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>議案第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書4ページをご覧ください。議案第28号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年4月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「農家住宅新築に伴い、敷地の調査を行ったところ宅地と共に申請地を農家住宅の敷地として一体利用していることが分かりました。転用許可が必要にもかかわらず、農業用倉庫を建築していました。適法な手続きをしていなかった事、大変申し訳御座いません。今後このようなことが無いよう十分注意いたします。本来であれば、更地に戻し是正するべきですが、現在の倉庫を撤去し建て替えるのは経済的に困難であります。また、現状のまま利用する事が農作業の効率性が良いと考え、今回の申請に至りました。諸般の事情をご考慮いただきますようお願い申し上げます。」との事です。転用目的は「農家住宅用地(追認)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては12ページから15ページを参照して下さい。以上です。</p>
会長(横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>3番中野文子委員</p>
3番(中野)	<p>3番中野です。4月8日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚坪谷地内、案内図は資料12ページ、状況図は13から15ページを参照してください。申請地は長柄小学校の南側、農協カントリーエレベーター北側です、第一種</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>農地と判断され基本的には転用不可になりますが、集落の接続地として不許可の例外と該当すると判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当と結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員からの現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p> <p>< 暫時休憩 ></p> <p>審議を再開いたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書5ページをご覧ください。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年4月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は「当社は中古車販売業を営んでおり、中古車両をオークションにより仕入れ、イギリス、パキスタン等に輸出し、現地の販売業者に売却しています。なお、昨年度の取扱台数は約300台です。現在使用している置場は貸借利用で手狭なため、広大な土地が確保出来ないか苦慮していたところ、申請地を紹介され、資金面の都合もつき、購入することにしました。なお、申請地は外部からの土砂による埋立はありません。一部申請地内の掘削土にて埋め立てをします。周囲には既存ブロック塀箇所及び新設する出入口を除き、安全鋼板を設置し安全を期したいと思っております。」との事です。転用目的は「露天中古車両置場用地（売買）」です。施設の概要、</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、16ページから19ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>7番松島章倫委員</p>
<p>7番（松島）</p>	<p>7番松島です。4月8日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の16ページ、付近状況図は17ページを参照してください。申請地はJAあぐり西邑楽の北200メートルのところにあり、邑楽南地区地区計画区域内の第二種農地に該当します。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「当社は申請地南側にある作業所で遊戯台の製造をしております。繁忙期には、従業員が200人近くになります。現在駐車場は作業所の中、東側、借りている駐車場2箇所の合計約100台分を確保し、詰め込み駐車をしてどうにか置いています、入りきらず道路にはみ出し、警察の指導を受けた事があり、今後、このような事が無いよう申請地を借り受け利用したい。」との事です。転用目的は「露天駐車場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>料につきましては、20ページから23ページを参照してください。以上です。</p> <p>2番について事務局より説明が終わりました。この件に関しては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いします。</p> <p>3番中野文子委員</p>
<p>3番（中野）</p>	<p>3番中野です。4月8日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野毘沙門地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は21ページを参照してください。申請地は122号大根村信号の東側M'sテクノロジー建物の北側です。その他農地の第2種農地と判断され、農地の広がりが見受けられます。3班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当と結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書6ページをご覧ください。番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。申請理由は「現在、賃貸住宅に家族（妻、子供一人）と共に住んでおります。日常生活において生活用品等が増え手狭になってきたことから自己所有の一戸建て住宅建築を希望しておりました。申請地所有者に相談したところ、売買にて提供してもらえる事になりましたので、この度、申請いたします。」との事です。転用目的は「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては、24ページから27ページを参照し</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>てください。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いします。</p> <p>7番松島章倫委員</p>
<p>7番（松島）</p>	<p>7番松島です。4月8日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の24ページ、付近状況図は25から27ページを参照してください。申請地はセブン・イレブン狸塚店より南東に150メートル程の所にあり、邑楽南地区地区計画区域内の第2種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>4番と5番については、関連がありますので事務局より一括して説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番及び議案書7ページの番号5番をご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りでございます。</p> <p>申請理由は「三重県に本社を置き不動産等を行っております。群馬県、茨城県など関東圏内において発電事業所を運営し実績を積んでおり、申請地においても令和3年度より発電所を運営しております。今後も継続して営農者と共に優良農地の保全に努めてまいりたく申請します。」との事です。</p> <p>転用目的は「営農型太陽光発電設備設置用地（一時転用）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては</p>

議案書記載の通りです。ここで説明を加えます、なお、この案件は現在行われており、許可期限が令和6年5月25日に一時転用の許可期限切れを迎えるため、その継続をするための申請ということになります。改めて説明するまでも無いですが、営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつつ、太陽光発電での売電でも収益を出す、形態のもので御座います。この場合、太陽光パネルの下での営農状況が、国の通達で定められたある一定の収穫量、通常の栽培での地域の平均的な反収の8割といわれておりますが、を上げられない、もしくは営農自体が適切に行われていない状況であるとなりますと県の指導などが入り、改善が見られないと、やがて、県より一時転用の許可の取り消し、設備撤去の命令が下ることもあり、そうなるとう部の太陽光発電での売電も出来なくなる、という関係性のもので御座います。今回の案件については譲受人が太陽光発電による売電事業者、譲渡人が農地所有者、ということになります。太陽光パネル下で営農する者については、提出されている営農計画書によりますと、土地所有者（譲渡人）が営農を継続するというようになっております。前回の許可を受けてから3年間、パネル下の営農が進んでいなかったということも御座いましたので、営農計画書と併せて改善計画書も提出されているところで御座います。一時転用の申請面積は太陽光パネルの設置の架台の脚の部分の専有面積ということになっております。パネル下で営農を継続し農地として利用されることから、許可期限付きの一時転用という扱いになります。

続いて、併せて審議する農地法第3条の区分地上権の設定の申請についてで御座いますが、これは、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分の区分地上権を設定するものであります。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利というもので御座います。なお、この3条の許可は、5条の一時転用の許可が群馬県から正式に発出されると同時に許可を出すことになっております。つまり、3条の区分地上権の許可は、県が5条申請の許可を発出することが条件となっております。許可期間についても3条及び5条とも同じ期間となります。

以上の事から、太陽光発電のための一時転用、太陽光パネル下営農との双方の相関関係があるため、3条・5条共に慎重にご審議お願いをいたします。資料につきましては、28ページから31ページ、さらに32ページから35ページを参照してください。以上です。

会長（横山）

事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告を一括してお願いいたします。

9番中村政五郎委員

9番 (中村)	<p>9番中村です。4月8日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は28ページ及び32ページ、付近状況図は29ページ及び33ページを参照してください。申請地は国道354号線より北へ100メートルの所と国道354号線から南へ50メートルの所にあります。第1種農地と判断されます。第1種農地は基本的に転用は不可ですが、今回の案件は営農型太陽光発電施設の支柱の専有面積分の一時転用であるため不許可の例外に該当します。3班として提出された営農計画書や改善計画書などを含めて総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第30号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を審議いたします。事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>通常議案書資料と共に送達させていただきました別冊資料、2枚紙の物になりますが、そちらをご覧くださいながらお願いいたします。</p> <p>「令和6年度最適化活動の目標の設定等」という資料で御座います。これは、農業委員会活動の主に農地の最適化活動についての単年度目標を設定を表すもので御座います。主なもののみ説明させていただきます。</p> <p>先ず、1ページ目で御座います。現在の委員の状況と町全体の耕地面積ということになっております。続いて1ページ目の裏面になります、2ページ目、1ページ目の裏面になります、2ページ目をお開き下さい。Ⅱ最適化活動の活動目標の(1)農地の集積の②の目標について御座いますが、これは、毎年どれくらい集積率が増えるかを令和3年の段階で増加平均値を算出し、向こう10年、つまり、令和12年度の段階での集積率を勘案した場合に、新規に単年度毎にどれだけ増加するかを</p>

目標としたもので御座います。その結果単年度毎の増加面積は12haと算出され、それを単年度毎の目標数値として示しております。(2)の遊休農地の解消の①現状及び課題のところですが、8.2ha、こちらが現在町内全体の遊休農地の面積で、その内、農業機械で解消できる農地が緑区分、それよりも程度の重いものが黄区分となっております。②目標のところでは、aの緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度段階の緑区分の遊休農地数値である3.1haが記入されておりますが、この部分はこの様式上、変えないよう指示されている部分で御座います。解消目標数値はその5分の1の値を記入するよう定められているので3.1の5分の1の値の0.6haとなっているところで御座います。同様に黄色区分の遊休農地の解消の部分も変えておりません。その下イの新規発生遊休農地の解消で御座いますが、前年度つまり令和5年度に新たに発生した遊休農地の解消の目標とする面積として0.4haと決めました。

続いて、3ページ目をご覧ください。2の最適化活動の活動目標ですが、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標として。一ヵ月当たりの活動日数については、昨年同様、月8日と設定をいたしました。(2)の活動強化月間の設定目標の所ですが、7月と1月については、それぞれ利用権設定、農地の貸借の利用権設定の5月公告分、11月公告分の受付期間のタイミングで農地集積活動の強化ということで設定をしております。なお、9月については、毎年恒例となっておりますが、利用意向調査に向けた農地パトロールのことで設定をしております。

最後に、実は総会の場で皆様にお諮りをする前に、事前に群馬県農業会議の査定を受けるよう定められている所で御座います。その結果、この内容で良い、というご判断を頂いている所で御座います。この事前査定でOKをもらわないと総会の場で諮れない、いう事で定めが御座います、そのあたり、ご理解いただけますようお願いをいたします。以上です。

会長（横山）

事務局の説明が終わりました。これより質疑にはいりません。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、県知事に送付する事に決定いたしました。

<p>農業振興課 (広島)</p>	<p>議案第31号、「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。先に議事日程と一緒に配布しました「令和6年度5月農用地利用集積計画（案）」について、農業振興課より、説明を願います。</p> <p>お世話になります。農業振興課農政係の広島と申します。私から令和6年5月分の農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画（案）というA3の冊子をご覧ください。</p> <p>まず初めに、この計画についてですが、町に提出された利用権設定申出書と、中間管理事業による中間管理権、利用権設定をまとめたもので、農地の貸手と借手を集約したものとなっています。こちらの内容を農業委員会の皆様にご審議していただきまして、問題なく決定されれば公告させていただきます。公告により記載された中間管理権や利用権設定、所有権の移転といった効果が発生することになります。</p> <p>それでは、表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画概要、令和6年5月公告分と記載のあるページをご覧ください。</p> <p>町に提出された利用権設定につきましては、新規設定、再設定があり、期間については3年、6年、10年となっています。今回、新設定分につきましては、表の中段にありますとおり、田が77,950平方メートル、畑が16,077㎡となっています。再設定分につきましては、田が224,277㎡、畑が113,477㎡となっています。</p> <p>中間管理機構への貸し付けにつきましては、先ほど申し上げた利用権設定と同様に、新設定、再設定があり、期間については6年、10年となっています。今回、6年につきましては田が14,687㎡、畑が5,055㎡となっています。10年につきましては田が21,316㎡、畑が14,754㎡となっています。</p> <p>所有権移転につきましては、表の下から2段目にありますとおり、今回は7件ありまして、田が11,471㎡、畑が1,996㎡となっております。</p> <p>これらを合計しますと、田が349,701㎡、畑が151,359㎡、合計で501,060㎡、筆数は、田が220筆、畑が109筆となっております。</p> <p>続きまして、令和6年5月1日現在の利用権設定状況（予定）についてですが、下の表をご覧ください。各項目についての数値は記載のとおりです。</p> <p>この表の右にあります邑楽町農地集積率については、前回比0.88増の49.40%となりました。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願います。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>農業振興課の説明が終わりました。これより質疑には入りません。この件に関しまして質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

事務局(國府田)	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この令和6年度5月農用地利用集積計画(案)について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り決定いたしました。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。</p> <p>1番について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので、報告いたします。令和6年4月10日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、届出人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りで御座います。転用目的は、「一般住宅用地(追認)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては、議案書記載の通りです。資料につきましては36ページを参照して下さい。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
会長(横山)	<p>報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から3番について、事務局より一括して報告をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告いたします。令和6年4月10日、邑楽町農業委員会会長 横山正行</p> <p>番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りで御座います。転用目的は、「建売住宅用地(売買)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては36ページを参照して下さい。</p> <p>続きまして、番号2番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りで御座います。転用目的は、「車庫用地(使用貸借)」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては同様に36ページを参照して下さい。</p> <p>議案書10ページをお開き下さい。</p>

会長（横山）	<p>番号3番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載の通りで御座います。転用目的は、「露天駐車場用地（賃貸借）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては同様に36ページを参照して下さい。以上、報告といたします。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第10回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和6年4月10日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 _____</p> <p>委員 _____</p> <p>委員 _____</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------